

# 石綿取扱い作業従事者特別教育 案内書

## 法律根拠

労働安全衛生法第59条第3項では、事業者は危険又は有害な業務に労働者を従事業務はさせる場合は特別教育を行うよう規定され、石綿を含む建築物の解体・改修工事を行う業務（石綿障害予防規則第4条第1項に規定）は、労働安全衛生規則（労働安全衛生規則第36条第37号）により「危険又は有害な業務」に指定されています。

## 対象者等

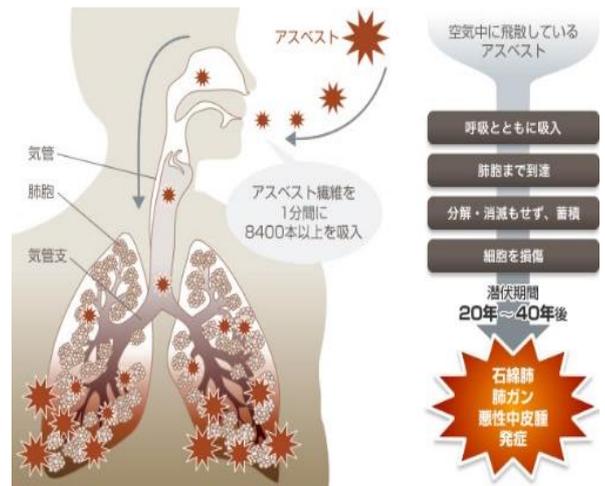
【石綿障害予防規則第4条第1項】の作業

- ・ 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業。
- ・ 第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業。

【石綿障害予防規則第10条第1項】の規定

- ・ 事業者は、労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷・劣化等により、粉じんを発散させ、及び労働者が粉じんにはく露するおそれがある時は、その石綿等の除去、封じ込め又は囲い込み等の措置を講じなければならない。

\*注意 但し、石綿作業主任者修了者（平成18年3月31日までに「特定化学物質等作業主任者」の資格を取得された者を含む）は、受講の必要はありません。



## 受講資格

特になし

## 受講科目・講習時間

学科講習：石綿の有害性(0.5H)、石綿等の使用状況(1H)、石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置(1H)、保護具の使用(1H)、関係法令等(1H)

## 受講料金 … 令和7年2月1日現在

一般：受講料 8,800円、テキスト代 979円、合計 9,779円  
 会員：受講料 6,600円、テキスト代 979円、合計 7,579円

## その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。  
 助成金の申請方法等は、[愛媛労働局助成金センター](#)へ、講習の内容等は、[愛媛労働基準協会](#)へお問い合わせください。